

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社筑邦銀行（証券コード:8398）

【据置】

長期発行体格付
格付の見通し

BBB+
安定的

■格付事由

- (1) 久留米市を中心に福岡県南部を主要営業地盤とする資金量約 7,000 億円の地方銀行。福岡県内の預貸金シェアは約 2%にとどまるが、久留米市周辺においては預金 20%、貸出金 15%程度を占め確固たる地位を築いている。基礎的な収益力は依然低いものの、貸出の増強などから回復が続いている。また、資本の充実度も格付相応の水準を維持していることを踏まえ、格付は据え置きとした。もともと、コア業務純益は与信費用対比で十分な水準には達していない。今後も持続的に利益水準を回復させるとともに、資本の充実度についても維持していくことが課題である。
- (2) コア業務純益（投信解約益除く）は 17/3 期に前期の 8 億円弱から 4 億円程度まで落ち込んだものの、19/3 期に 6 億円弱まで改善した。中小企業向け貸出や無担保ローンによる貸出金の残高増加と、利回りの低下幅縮小によって貸出金利息が増加に転じたことや、経費の削減などが寄与している。今後はシステム費用が増加する見込みであるが、当行では新規貸出先の開拓やフィージビネスの強化のほか、店舗体制や事務の効率化を通じ、収益拡大および経費削減に引き続き注力している。こうした取り組みにより、与信費用を安定的に吸収できる水準までコア業務純益を改善させられるか注目している。
- (3) 金融再生法開示債権比率は 19 年 3 月末で 2.53%（部分直接償却前は 3.15%）と地銀平均比でやや高いものの、徐々に低下している。19/3 期の与信費用は 8 億円とさほど大きくない。未保全額の小さい与信先の管理強化も行っている。しかし、巡航レベルの与信費用であっても収益への影響は大きく、注意が必要である。
- (4) 有価証券運用においては、株式やリートなどにかかる価格変動のリスク量は資本対比で大きい。また、保有債券にかかる金利リスク量は資本対比で小さくない。有価証券運用にかかるこれらのリスク量の動向に留意していく。
- (5) 19 年 3 月末の一般貸倒引当金などを控除した調整後連結コア資本比率は 7%台半ばと格付「BBB+」の地銀平均並みの水準にあるが、貸出増に伴うリスクアセットの拡大などから徐々に低下している。収益の先行きを踏まえると、今後も調整後連結コア資本比率が低下していく可能性がある。

（担当）阪口 健吾・松澤 弘太

■格付対象

発行体：株式会社筑邦銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB+	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2019年7月19日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：阪口 健吾
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社筑邦銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル